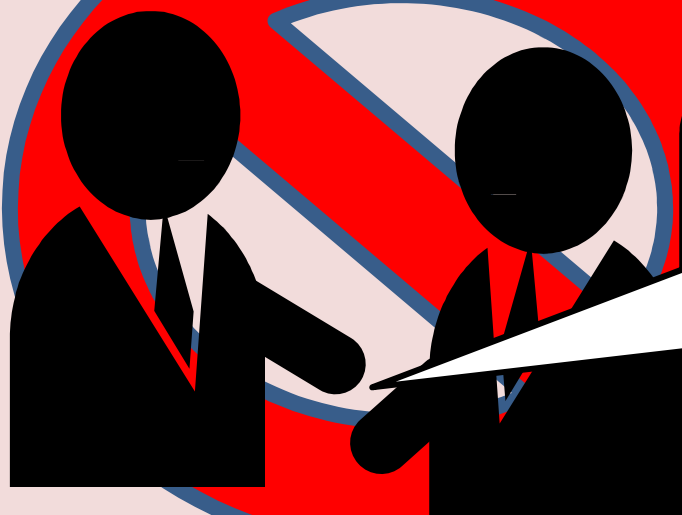


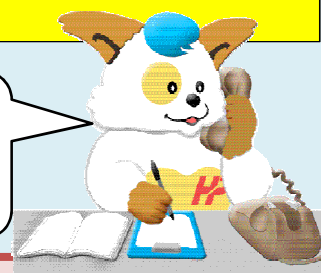
通帳・キャッシュカードの 譲渡し・譲受けは**犯罪**です！

インターネットバンキングのID
やパスワード等も同様です。



他人に譲り渡す目的で口座を開設した。	詐欺罪 10年以下の懲役
他人や架空の名義で口座を開設した。	
自分や他人名義の通帳、キャッシュカードを譲り渡した。	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反 1年以下の懲役 100万円以下の罰金
他人名義の通帳、キャッシュカードを譲り受けた。	
インターネットバンキングで使用するID、パスワード等を他人に譲り渡した、又は他人から譲り受けた。	

譲渡された口座は、詐欺など他の犯罪に利用される可能性があります。
使わなくなった口座は銀行等へ返納しましょう。



HP 北海道警察

北海道警察
シンボルマスコット
ほくとくん